いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,200点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,200点以上であること。）。

㈠　技術提案書の提出の日に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,400点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,400点以上であること。）。

2）共同企業体で申請する場合　下記の㈠又は㈡の条件を満たす２者以上10者以下で構成された特定建設工事共同企業体とする。なお、特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合は、共同企業体の代表者は㈠及び㈡の条件を満たさなければならないものとし、代表者以外の構成員は㈠又は㈡の条件を満たさなければならないものとする。また、特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合は、橋梁補修改築工事を施工する構成員は㈠の条件を満たし、土木工事を施工する構成員は㈡の条件を満たさなければならない。なお、橋梁補修改築工事及び土木工事の双方を担当する場合は、㈠及び㈡の条件を満たさなければならない。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

＜条件＞

㈠　技術提案書の提出の日に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「橋梁補修改築工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。）。

㈡　技術提案書の提出の日に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）。

3）平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事(I)及び同種工事(II)の施行実績を有すること。

ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、同種工事(I)及び同種工事(II)の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

㈠　単体で申請する場合　下記に掲げる同種工事(I)及び同種工事(II)の施工実績を全て有すること。なお、同種工事(I)の施工実績は、提案する構造形式に応じた施工実績をすべて有すること。

㈡　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（甲型）にあっては、同種工事(I)①から⑤のうち提案する構造形式に応じたすべての施工実績及び同種工事(II)の施工実績をいずれかの構成員が有すること。

代表者は下記に掲げる同種工事(I)①、②のうち提案する主たる床版種別に応じた施工実績を有し、かつ同種工事(II)の施工実績を有すること。

代表者以外の構成員は下記に掲げる同種工事(I)①から⑤のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績又は同種工事(II)の施工実績を有すること。

※提案する主たる床版種別とは、技術提案のうち最も橋面積の多い床版形式をいう。

※提案する構造形式とは、技術提案するすべての構造形式をいう。

㈢　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）にあっては、同種工事(I)①から⑤のうち提案する構造形式に応じたすべての施工実績及び同種工事(II)の施工実績をいずれかの構成員が有すること。

橋梁補修改築工事を担当する場合は、提案する構造形式に応じた同種工種(I)①から⑤のいずれかの施工実績を有し、土木工事を担当する場合は、同種工事(II)の施工実績を有すること。なお、橋梁補修改築工事及び土木工事の双方を担当する場合は、同種工事(I)①から⑤のうち提案する構造形式に応じたいずれかと同種工事(II)の施工実績を共に有すること。

＜同種工事＞

(I)　橋梁補修改築工事　技術提案の構造形式に応じて①～⑤に該当する施工実績を有すること。

①　道路橋において、鋼桁上のＰＣ床版による施工を行った工事（コンクリート製の床版を提案する場合）

②　道路橋において、鋼床版もしくは合成床版による施工を行った工事（鋼製の床版もしくは合成床版を提案する場合）

③　道路橋において、橋梁総延長300ｍ以上のプレキャストＰＣ桁の架設を行った工事（コンクリート製の桁を提案する場合）

④　道路橋において、橋梁総延長300ｍ以上の鋼桁の架設を行った工事（鋼製の桁を提案する場合）

⑤　道路橋において、500ｔ以上の鋼部材の製作を行った工事（鋼製の床版、合成床版または桁を提案する場合）

(II)　土木工事　供用中の自動車専用道路において、交通規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事の施工実績を有すること。ただし、舗装工、標識工、防護柵工、付属物等のみを施工した工事は除く。